準要保護認定に係る主な基準（令和6年度）

市町村名	令和6年度
大 阪 市	４人世帯の所得基準額（借家）3,180,000円 （持家）2,530,000円
堺　　市	生活保護基準(令和5年4月1日現在と平成30年4月1日現在のいずれか高い額)の1.0倍 ※住宅扶助の額を基準額どおりとし、期末一時扶助等を新たに加算したため基準額が増加したもの。
岸和田市	４人世帯の所得基準額（借家）3,373,000円 （持家）2,841,000円
豊 中 市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.2倍
池 田 市	児童扶養手当支給世帯（全額）、住民税非課税世帯、保護者の失職・疾病等による就労不可等
吹 田 市	生活扶助×1.2＋教育扶助＋住宅扶助（平成25年８月以前〔見直し前〕の基準）（４人世帯の所得基準額 3,414,180円）
泉大津市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.1倍
高 槻 市	生活保護基準（平成26年１月１日現在）の1.2倍
貝 塚 市	平成31年4月1日時点の生活保護基準第1類生活費、第2類生活費のうち、基準額①と②にそれぞれ住宅扶助、教育扶助、冬季加算を加算し、金額の高い方を採用。1.2を乗じ、百の位を切り上げる。
守 口 市	前年の認定基準額に大阪市消費者物価指数の対前年比を乗じた額
枚 方 市	前年の認定基準額に大阪市消費者物価指数の対前年比を乗じた額
茨 木 市	給与所得、公的年金等所得のいずれかがある人は、総所得金額から10万円を差し引いた額を所得額として審査。 ※所得基準額の変更はありません。
八 尾 市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.1倍
泉佐野市	生活保護基準（令和6年4月1日現在）×2.22倍
富田林市	４人世帯の所得基準額3,280,000円
寝屋川市	平成25年８月生活保護基準見直し前の生活扶助基準（第１類＋第２類）×1.17倍＋住宅扶助＋教育扶助 ※住宅扶助、教育扶助については市独自基準
河内長野市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.25倍など
松 原 市	生活保護基準（平成29年４月１日現在）の1.1倍
大 東 市	４人世帯の所得基準額2,928,000円
和 泉 市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.1倍
箕 面 市	給食費：生活保護基準の1.0倍・その他：生活保護基準の1.2倍（ともに令和5年10月(基準見直し後)の基準）
柏 原 市	生活保護基準（（平成27年4月1日）（第1類＋第2類））×1.1倍＋住宅扶助＋教育扶助 ※住宅扶助、教育扶助については市独自基準
羽曳野市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.05倍 令和元年度より1類において世帯人員に応じて逓減率を乗じています。
門 真 市	４人世帯の所得基準額2,951,600円(生活保護基準によらない)。ただし給与所得もしくは公的年金所得のある者については、最大10万円を引いた所得額により認定を行う。
摂 津 市	４人世帯の所得基準額3,106,000円（給与・年金所得者は金額に応じて、最大100,000円控除した金額で認否判定を行う）
高 石 市	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.15倍
藤井寺市	前年度の市民税の課税所得額が認定基準額（61万円＋16歳未満の扶養親族数×33万円）以下の世帯
東大阪市	サンプル世帯を設定（生活保護の基準額　≦　準要保護世帯）
泉 南 市	４人世帯の所得基準額2,630,000円(平成25年８月以前〔見直し前〕の1.1倍）
四條畷市	前年度所得が世帯の状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」を合計した認定基準所得額以下であること。(４人世帯で小学生１人、中学生１人の認定基準所得は3,265千円)　改正前税法による所得で判定。
交 野 市	４人世帯の所得基準額（借家）3,011,038円以下 （持家）2,351,038円以下
大阪狭山市	（生活扶助＋教育扶助＋住宅扶助）×１．３ 前年度までは逓減率は乗じていなかったが、今年度から乗じている。
阪 南 市	生活保護基準（令和6年4月1日現在）の1.1倍
島 本 町	生活保護基準[生活扶助（年齢基準額＋世帯基準額)＋教育扶助]（平成24年12月末日現在）の1.3倍
豊 能 町	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.3倍 ただし給与所得及び公的年金所得がある場合、総所得額から10万円を引いた金額で算定
能 勢 町	児童扶養手当支給世帯等
忠 岡 町	生活保護基準（令和6年10月１日現在）の1.2倍（生活保護の臨時的・特例的対応も適用） 給与所得及び公的年金所得がある場合、総所得額から10万円を引いた金額で算定
熊 取 町	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料を用いて測定した需要額の1.1倍
田 尻 町	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.15倍
岬　　町	生活保護基準（平成25年８月以前〔見直し前〕）の1.0倍
太 子 町	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料を用いて測定した需要額の1.25倍
河 南 町	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料を用いて測定した需要額の1.30倍未満
千早赤阪村	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数（1.25倍）を掛けたもの